

令和8年度

一関市立大東小学校

第1回 学校運営支援協議会

日 時 令和8年6月29日（月）

10:30～11:40

場 所 大東小学校 会議室

【次 第】

進行：市野川 知代（副校長）

記録：小野寺 里美（教務主任）

1 開 会（進行）

2 挨 拶 学校運営支援協議会 副会長
 大東小学校 校長 鈴木 有希

3 授業参観 10:30～

4 報告（進行～副会長）

（1）令和7年度学校運営支援協議会活動報告

5 協議

（1）令和8年度学校経営方針の承認【規則第12条】

（2）学校運営支援協議会役員の選出【規則第10条】

（3）情報交換（学校・地域での子どもたちの様子について）

（4）令和8年度学校運営支援協議会活動計画

（5）その他

6 その他

7 閉 会（進行）

報告（１） 令和７年度学校運営支援協議会実施報告について

ア 令和７年６月２４日（火）第１回学校運営支援協議会

- 授業参観
- 協議内容
 - ① 令和６年度学校運営支援協議会活動報告
 - ② 令和７年度学校経営方針の承認
 - ③ 学校運営支援協議会役員の選出
 - ④ 情報交換
 - ⑤ 令和７年度学校運営支援協議会活動計画

イ 令和７年１２月３日（水）第２回学校運営支援協議会

- 授業参観「大東芸能」
- 協議
 - ① ２学期までの学校経営（学校評価）について
 - ② 地域との連携について
 - ③ 安全管理について
- 給食試食

ウ 令和８年２月１３日（金）第３回学校運営支援協議会

- 授業参観（保護者の授業参観日）
- PTA 全体会
- 協議
 - ① 令和８年度の学校経営について
 - ② 学校支援活動について
 - ③ 令和８年度学校運営支援協議会について

協議（１） 令和８年度学校経営について 【別紙】

協議（２） 役員選出について

会 長 _____

副会長 _____

副会長 _____

協議（３） 子どもたちの様子について（情報交換）

協議（４） 令和８年度学校運営支援協議会活動計画について

6月29日	第１回学校運営支援協議会	活動計画の作成
10月17日	学習発表会	ご案内いたします
11月	第２回学校運営支援協議会	協議・児童数の推移について（教育委員会から説明）
2月	第３回学校運営支援協議会	まとめ
3月	卒業式	ご案内いたします

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和8年度 年間行事予定表

R080205現在 一関市立大東小学校

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日曜	行事予定	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等	日曜	行事・会議等
1 水	年度始業式 職員会議①	1 金	安全の日 一斉研	× 1 月	安全の日	○ 1 土	安全の日 クラブ③	○ 1 日	安全の日 数学時検診	○ 1 火	安全の日	○ 1 水	安全の日 クラブ⑦	○ 1 木	安全の日	○ 1 金	元日	○ 1 月	安全の日	○ 1 火	安全の日	○ 1 水	安全の日 期末事務整理
2 木	職員会議②	2 土	○ 2 水	○ 2 木	○ 2 水	○ 2 金	○ 2 木	○ 2 金	○ 2 金	○ 2 土	安全の日	○ 2 水	○ 2 火	○ 2 土	○ 2 土	○ 2 火	委員会⑤	○ 2 水	○ 2 火	○ 2 火	○ 2 火	○ 2 火	○ 2 火
3 金	憲法記念日	3 日	○ 3 水	○ 3 金	○ 3 水	○ 3 土	○ 3 金	○ 3 土	○ 3 土	○ 3 火	○ 3 土	○ 3 水	○ 3 木	○ 3 日	○ 3 日	○ 3 水	○ 3 木	○ 3 水	○ 3 水	○ 3 水	○ 3 水	○ 3 水	○ 3 水
4 土	みどりの日	4 月	○ 4 土	○ 4 火	○ 4 土	○ 4 火	○ 4 土	○ 4 日	○ 4 金	○ 4 土	○ 4 日	○ 4 金	○ 4 土	○ 4 月	○ 4 木	○ 4 金	○ 4 金	○ 4 金	○ 4 金	○ 4 金	○ 4 金	○ 4 金	○ 4 金
5 日	こどもの日	5 金	○ 5 日	○ 5 水	○ 5 日	○ 5 水	○ 5 日	○ 5 水	○ 5 月	○ 5 土	○ 5 水	○ 5 月	○ 5 土	○ 5 火	○ 5 火	○ 5 金	○ 5 金	○ 5 金	○ 5 金	○ 5 金	○ 5 金	○ 5 金	○ 5 金
6 月	振替休日	6 土	○ 6 水	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 火	○ 6 日	○ 6 火	○ 6 火	○ 6 日	○ 6 金	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土	○ 6 土
7 火	安全の日 紹介式・始業式	× 7 水	○ 7 日	○ 7 金	○ 7 日	○ 7 金	○ 7 日	○ 7 金	○ 7 水	○ 7 土	○ 7 土	○ 7 水	○ 7 土	○ 7 日	○ 7 水	○ 7 日	○ 7 日	○ 7 日	○ 7 日	○ 7 日	○ 7 日	○ 7 日	○ 7 日
8 水	入学式	× 8 金	○ 8 水	○ 8 土	○ 8 水	○ 8 土	○ 8 水	○ 8 土	○ 8 水	○ 8 土	○ 8 水	○ 8 土	○ 8 水	○ 8 土	○ 8 金	○ 8 金	○ 8 金	○ 8 金	○ 8 金	○ 8 金	○ 8 金	○ 8 金	○ 8 金
9 木	交通安全教室 委員会①	○ 9 土	○ 9 木	○ 9 日	○ 9 木	○ 9 日	○ 9 木	○ 9 日	○ 9 金	○ 9 土	○ 9 金	○ 9 土	○ 9 金	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土	○ 9 土
10 金	知能検査25年 1年生を迎える会	○ 10 金	○ 10 金	○ 10 金	○ 10 金	○ 10 金	○ 10 金	○ 10 金	○ 10 土	○ 10 土	○ 10 土	○ 10 土	○ 10 土	○ 10 土	○ 10 日	○ 10 木	○ 10 木	○ 10 木	○ 10 木	○ 10 木	○ 10 木	○ 10 木	○ 10 木
11 土	復興の日	○ 11 水	○ 11 土	○ 11 土	○ 11 土	○ 11 土	○ 11 土	○ 11 土	○ 11 日	○ 11 日	○ 11 日	○ 11 日	○ 11 日	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水	○ 11 水
12 日	復興の日	○ 12 金	○ 12 日	○ 12 日	○ 12 日	○ 12 日	○ 12 日	○ 12 日	○ 12 水	○ 12 土	○ 12 土	○ 12 水	○ 12 土	○ 12 金	○ 12 火	○ 12 金	○ 12 金	○ 12 金	○ 12 金	○ 12 金	○ 12 金	○ 12 金	○ 12 金
13 月	交通安全教室 委員会①	○ 13 水	○ 13 月	○ 13 月	○ 13 月	○ 13 月	○ 13 月	○ 13 月	○ 13 火	○ 13 土	○ 13 土	○ 13 火	○ 13 土	○ 13 金	○ 13 水	○ 13 土	○ 13 土	○ 13 土	○ 13 土	○ 13 土	○ 13 土	○ 13 土	○ 13 土
14 火	交通安全教室 委員会①	○ 14 木	○ 14 火	○ 14 日	○ 14 木	○ 14 日	○ 14 木	○ 14 日	○ 14 金	○ 14 土	○ 14 土	○ 14 水	○ 14 土	○ 14 金	○ 14 木	○ 14 日	○ 14 日	○ 14 日	○ 14 日	○ 14 日	○ 14 日	○ 14 日	○ 14 日
15 水	知能検査25年 1年生を迎える会	○ 15 金	○ 15 水	○ 15 日	○ 15 水	○ 15 日	○ 15 水	○ 15 日	○ 15 木	○ 15 土	○ 15 土	○ 15 木	○ 15 土	○ 15 金	○ 15 火	○ 15 土	○ 15 土	○ 15 土	○ 15 土	○ 15 土	○ 15 土	○ 15 土	○ 15 土
16 木	PTA環境整備作業 職員会議③	○ 16 土	○ 16 木	○ 16 日	○ 16 木	○ 16 日	○ 16 木	○ 16 日	○ 16 金	○ 16 土	○ 16 土	○ 16 金	○ 16 土	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日	○ 16 日
17 金	職員会議③	○ 17 日	○ 17 金	○ 17 日	○ 17 金	○ 17 日	○ 17 金	○ 17 日	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土	○ 17 土
18 土		○ 18 水	○ 18 土	○ 18 日	○ 18 土	○ 18 日	○ 18 土	○ 18 日	○ 18 金	○ 18 土	○ 18 土	○ 18 金	○ 18 土	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日	○ 18 日
19 日		○ 19 金	○ 19 日	○ 19 金	○ 19 日	○ 19 金	○ 19 日	○ 19 金	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土	○ 19 土
20 月	児童宅増設① 新校舎落成式	○ 20 水	○ 20 月	○ 20 水	○ 20 月	○ 20 水	○ 20 月	○ 20 水	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土	○ 20 土
21 火	新校舎落成式 児童宅増設②	○ 21 木	○ 21 火	○ 21 日	○ 21 木	○ 21 日	○ 21 木	○ 21 日	○ 21 金	○ 21 土	○ 21 土	○ 21 金	○ 21 土	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日	○ 21 日
22 水	児童宅増設② 全国学習	○ 22 金	○ 22 水	○ 22 日	○ 22 金	○ 22 日	○ 22 金	○ 22 日	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土	○ 22 土
23 木	児童宅増設③ 児童宅増設④	○ 23 土	○ 23 木	○ 23 日	○ 23 土	○ 23 日	○ 23 土	○ 23 日	○ 23 金	○ 23 土	○ 23 土	○ 23 金	○ 23 土	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日	○ 23 日
24 金	児童宅増設④ 児童宅増設⑤	○ 24 日	○ 24 金	○ 24 日	○ 24 金	○ 24 日	○ 24 金	○ 24 日	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土	○ 24 土
25 土	児童宅増設⑤ 児童宅増設⑥	○ 25 月	○ 25 土	○ 25 日	○ 25 土	○ 25 日	○ 25 土	○ 25 日	○ 25 金	○ 25 土	○ 25 土	○ 25 金	○ 25 土	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日	○ 25 日
26 日	児童宅増設⑥ 児童宅増設⑦	○ 26 火	○ 26 日	○ 26 金	○ 26 日	○ 26 金	○ 26 日	○ 26 金	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土	○ 26 土
27 月	児童宅増設⑦ 児童宅増設⑧	○ 27 水	○ 27 月	○ 27 水	○ 27 月	○ 27 水	○ 27 月	○ 27 水	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土	○ 27 土
28 火	児童宅増設⑧ 児童宅増設⑨	○ 28 木	○ 28 火	○ 28 日	○ 28 木	○ 28 日	○ 28 木	○ 28 日	○ 28 金	○ 28 土	○ 28 土	○ 28 金	○ 28 土	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日	○ 28 日
29 水	児童宅増設⑨ 児童宅増設⑩	○ 29 土	○ 29 水	○ 29 日	○ 29 土	○ 29 日	○ 29 土	○ 29 日	○ 29 金	○ 29 土	○ 29 土	○ 29 金	○ 29 土	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日	○ 29 日
30 木	児童宅増設⑩ 児童宅増設⑪	○ 30 月	○ 30 木	○ 30 日	○ 30 月	○ 30 日	○ 30 月	○ 30 日	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土	○ 30 土
31 金	児童宅増設⑪ 児童宅増設⑫	○ 31 火	○ 31 月	○ 31 日	○ 31 火	○ 31 日	○ 31 火	○ 31 日	○ 31 水	○ 31 土	○ 31 土	○ 31 水	○ 31 土	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日	○ 31 日
17	17	18	18	22	17	8	19	21	19	19	18	18	18	9	18	14	14	14	14	14	14	14	14
13	13	9	9	9	4	4	11	10	11	11	7	7	7	4	10	4	4	4	4	4	4	4	4
16	16	20	20	20	7	7	15	18	18	18	15	15	15	8	17	9	9	9	9	9	9	9	9
6	6	0	0	0	19	19	0	0	0	0	4	4	4	18	0	13	13	13	13	13	13	13	13
74	74				200			85			41	41	41										
17	17	18	18	22	17	8	19	21	19	19	18	18	18	9	18	14	14	14	14	14	14	14	14
13	13	9	9	9	4	4	11	10	11	11	7	7	7	4	10	4	4	4	4	4	4	4	4
16	16	20	20	20	7	7	15	18	18	18	15	15	15	8	17	9	9	9	9	9	9	9	9
6	6	0	0	0	19	19	0	0	0	0	4	4	4	18	0	13	13	13	13	13	13	13	13
74	74				200			85			41	41	41										
17	17	18	18	22	17	8	19	21	19	19	18	18	18	9	18	14	14	14	14	14	14	14	14
13	13	9	9	9	4	4	11	10	11	11	7	7	7	4	10	4	4	4	4	4	4	4	4
16	16	20	20	20	7	7	15	18	18	18	15	15	15	8	17	9	9	9	9	9	9	9	9
6	6	0	0	0	19	19	0	0	0	0	4	4	4	18	0	13	13	13	13	13	13	13	13
74	74				200			85			41	41	41										
17	17	18	18	22	17	8	19	21	19	19	18	18	18	9	18	14	14	14	14	14	14	14	14
13	13	9	9	9	4	4	11	10	11	11	7	7	7	4	10	4	4	4	4	4	4	4	4
16	16	20	20	20	7	7	15	18	18	18	15	15	15	8	17	9	9	9	9	9	9	9	9
6	6	0	0	0	19	19	0	0	0	0	4	4	4	18	0	13	13	13	13	13	13	13	13
74	74				200			85			41	41	41										
17	17	18	18	22	17	8	19	21	19	19	18	18	18	9	18	14	14	14	14	14	14	14	14
13	13	9	9	9	4	4	11	10	11	11	7	7	7	4	10	4	4	4	4	4	4	4	4
16	16	20	20	20	7	7	15																